

## 平成31年度一般財団法人栃木市農業公社事業計画

自 平成31年 4月 1日  
至 平成32年 3月31日

### I 基本方針

栃木市は、平坦で肥沃な農地、豊富な水資源、長い日照時間など、農業にとって恵まれた環境にあり、米、麦、いちご、トマト、ぶどうの栽培など農業が盛んにおこなわれており、県内有数の食料供給地域として安全・安心な農畜産物の生産が行われています。

このような中、農業・農村は、農地の保全や美しい景観形成などの多面的な機能の発揮を通じて、市民生活にうるおいや豊かさをもたらすとともに、食品加工や観光などの他産業と結びつき、地域の経済と社会を支える重要な役割を担っています。

その一方で、グローバル化の進展に伴う大きな農業変革、農業者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地など農業を取り巻く環境は著しく変化しており、農業のおかれている状況は、ますます厳しさを増しております。

農業公社といたしましては、このような状況を打破するため、時代の潮流に的確に対応し、農業が成長産業として発展できるよう、今後10年間（平成29年から平成38年）の本市のあるべき姿や方向性を描いた「栃木市農業ビジョン」の実現を図るため、計画に即した事業を関係機関と連携し強力で推進してまいります。

平成31年度は、食料を安定供給し農地を有効に利活用するとの観点から、「人・農地プラン」に位置付けられた地域の中心となる経営体への利用集積、増加傾向にある耕作放棄地の発生を防ぐため、利用予定のない農地を登録してもらい有効利用を図る「農地バンク制度」、分散した農地を集積する「農地利用集積円滑化事業」及び「農地中間管理委託事業」を重点的に推進してまいります。

また、新規事業として、担い手不足の解消に向け、経営感覚の優れた新規就農者の育成確保を目的に、実践的な農業経営の知識、作物の栽培技術を学ぶことができる「就農研修制度」を創設と、自家消費野菜の栽培、高齢者の生きがい作り、生徒児童の情操教育など、多様な目的を持つ「市民農園」開設の準備を行います。

## II 実施計画

### 1. 農地の貸借及び権限の移動に関する事業

#### (1) 農地バンク制度

農地の貸借や売買に関する情報を収集し、広く提供することにより、農地の有効利用、担い手の営農規模の拡大及び新規就農の促進を図り、増加する耕作放棄地の発生防止及び解消に寄与する。

また、登録された情報を基に、農地利用最適化推進委員と連携し、利用権の設定等を進める。

##### ○筆数

種別	登録	成約
賃貸借	150	30
売買	100	15
合計	250	45

#### (2) 農地利用集積円滑化事業

農地所有者の委任を受けて、その者を代理して貸付けをする農地所有者代理事業、農地所有者から農地を借受け、担い手へ貸付ける農地売買等事業による貸借事業を実施する。

##### ○賃貸借・使用貸借

(面積：ha)

借入				貸付			
新規		更新		新規		更新	
件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
200	75	260	100	200	75	260	100

#### (3) 特例事業等

栃木県農業振興公社の実施する所有権移転事業の業務受託事業。

農地所有者及び買い手となる担い手に対し契約書類作成等など指導する。

##### ○所有権移転

(面積：ha)

買入		売渡	
件数	面積	件数	面積
25	6.5	16	4.5

(4) 農地中間管理事業

栃木県農業振興公社の実施する農地中間管理事業の業務受託事業。  
農地所有者及び借り手となる担い手に対して契約書類作成など指導する。  
また、農地利用集積協力員を動員し、農地利用集積事業を実施する。

○賃貸借・使用貸借 (面積：ha)

件数	面積
30	35

2. 農業経営の改善及び安定化の促進に関する事業

(1) 農作業受委託事業

水稲、麦、そば、大豆等の主な作業の利用調整を図り、受託者となる担い手に作業の斡旋をする。

また、無人ヘリコプターによる水稲、麦類、大豆の共同防除を行い安定した収穫量を確保する。

○作業受託 (面積：ha)

作業名	水稲刈取	麦刈取	そば 大豆刈取	水稲防除	麦防除	大豆防除	その他	合計
面積	15	5	15	1050	400	45	25	1555

(2) 農業機械貸出事業

認定農業者をはじめとする担い手などの、農業経営コスト低減と、農業経営改善を図るため、農業機械貸出しを実施する。

○機械貸出

機種	コンバイン	トラクター	田植機	その他
利用者数	12人	5人	20人	5人
金額	2,200,000円	170,000円	624,000円	6,000円

### (3) 農業用機械施設バンク

農機具等の譲渡又は貸付けに関する情報を収集し、広く提供することにより、新規就農者及び小規模農家等の財政的負担の軽減を図り、もって農業の振興を図る。

#### ○機械・施設件数

種別	施設	機械
登録	8	5
譲渡	5	3
合計	13	8

### 3. 新規就農者の支援に関する事業

経営感覚の優れた新規就農者を育成確保するため、実践的な農業経営の知識、作物の栽培技術習得ための研修を行う「就農研修制度」を開始する。

### 4. 市民農園に関する事業

高齢者の生きがい作り、生徒児童の情操教育、市民の地場消費など、農業に触れ合い関心を持つ事で、次世代の農業者の育成確保を図るとともに、地域農業の活性化を図る等、多様な目的での「市民農園」を開設に向け準備する。

### 5. 営農相談に関する事業

規模拡大又は縮小を希望する農家、認定農業者、新規就農者等の課題解決の窓口として、相談内容に応じて各関係機関と連携してサポートするなど、ワンストップ窓口としての機能を促進する。

### 6. 食料、農業、農村の理解促進に関する事業

市民、農業者、農業団体及び食品産業の事業者等の関係機関と共に、食料、農業、農村の市民生活に果たしている役割の重要性についての理解を深めることで、地場消費、自給力の高揚の促進を図るような事業の創出を目指す。

### 7. 各種農業政策の推進に関する事業

各関係機関との連携のもと情報を共有しながら、各農業政策や事業への取り組みについて体制を整備し円滑な事業の取り組みを進める。

### 8. その他の取り組み

増加傾向にある耕作放棄地等の現況調査を行い、利用可能な農地については、農地バンクへの登録するよう働きかけ、農地の有効利用を図る。